

平成 29 年度第 4 回入札監視委員会 審議概要
(工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

開催日・場所	平成 30 年 2 月 22 日 (木) J R A 本部 9 階第 1 会議室	
委員	加野 理代 (弁護士) 神山 貞雄 (公認会計士) 古田 啓昌 (弁護士) 本間 正義 (大学教授) 松村 秀一 (大学教授)	
審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	
抽出案件	総件数 124 件	(備考)
一般競争	5 件	
指名競争	99 件	
随意契約	11 件	
測量・建設 コンサルタント	9 件	
委員からの 意見・質問 それに対する 回答等	意見・質問	説明・回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申・ 勧告の内容	特になし	

平成29年度第4回入札監視委員会 審議概要

【工事及び測量・建設コンサルタント等業務契約】

意見・質問	説明・回答
<p>〔工事契約〕</p> <p>○一般競争契約</p> <p>【中山競馬場スタンドリフレッシュ（第1期）工事】</p> <p>・応札した2社の評価点の違いは、どのような理由によるものなのか。</p> <p>○指名競争契約</p> <p>【中山競馬場地下道（中央門～南門）内装改修工事】</p> <p>・指名業者の大多数が辞退しているが、何か理由があるのか。</p> <p>・落札まで複数回にわたり札入れが行われているが、今回のケースと不落随契に進むときとの違いは何か。</p> <p>○随意契約</p> <p>【東京競馬場メモリアルスタンド投票所系統パッケージエアコン更新工事】</p> <p>・最初の落札者が公共工事履行保証証券を付すことができず契約辞退となっているが、それを付すことは入札参加要件ではなかったのか。</p> <p>・最初の落札者が契約辞退となり、何かしら制裁を科したのか。</p> <p>・公共工事履行保証証券を付すことができずに契約辞退となった例は過去にもあるのか。</p> <p>〔測量・建築コンサルタント等業務契約〕</p> <p>○随意契約方式</p> <p>【映像伝送システム機器更新工事設計監理等業務】</p> <p>・契約金額はどのように決まるのか。</p>	<p>・施工上の技術提案に関する内容の具体性、実現性の点で差が生じたものである。</p> <p>・仕様書で定めた技術者を確保できない等の理由で辞退されたものと推察される。</p> <p>・入札権限についての受任の範囲内で複数回の札入れを行ったものと思料される。今回のケースは受任範囲が比較的大きかったが、そうで無い場合は不落随契に進むことがある。</p> <p>・公共工事履行保証証券が付されるか否かは保険会社の審査結果である。</p> <p>・そのようなことはしていない。</p> <p>・ほとんど見られないケースであるが、数年に1回あるかどうかという程度。</p> <p>・工事金額を基に、所定の算式等を用いて算出されるものである。</p>

平成 29 年度第 4 回入札監視委員会 審議概要
(調達契約及び役務契約)

開催日・場所	平成 30 年 2 月 22 日 (木) J R A 本部 9 階第 1 会議室	
委員	加野 理代 (弁護士) 神山 貞雄 (公認会計士) 古田 啓昌 (弁護士) 本間 正義 (大学教授) 松村 秀一 (大学教授)	
審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	
抽出案件	総件数 698 件	(備考)
一般競争及び 指名競争契約 (調達契約)	142 件	
一般競争及び 指名競争契約 (役務契約)	239 件	
随意契約 (調達契約)	18 件	
随意契約 (役務契約)	299 件	
委員からの 意見・質問 それに対する 回答等	意見・質問	説明・回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申・ 勧告の内容	[意見具申] ・委員会としては、契約の透明性・競争性の確保の観点から、『各種審判用撮影及び計測業務、ITV 用シャッターカメラ運用業務並びに競馬学校用レース映像編集・複写業務契約』に関しては公募すべきである と考えるが、本契約は他の契約とは異なり公募できないと判断する合理的かつ明確な理由の有無などを含めて、JRA で今後の契約手続きの方法について検討してはどうか。	

平成29年度第4回入札監視委員会 審議概要

【物品又は役務の調達及び物件の賃借契約】

意見・質問	説明・回答
<p>○一般競争及び指名競争入札（調達契約）</p> <p>【外国雑誌予約購読契約】</p> <p>・雑誌の購入であれば、業者に委託せずともインターネット等を利用した方が安価に調達できるのではないのか。</p>	<p>・研究用の参考書籍は専門性が高く、一般の本屋やインターネット上で購入することは困難である。また、自ら発行元から調達しようとする、その事務に忙殺されて研究業務が滞るため、業者を通して購入の方が効率的かつ確実であると判断している。</p>
<p>○一般競争及び指名競争入札（役務契約）</p> <p>【福島競馬場設備総合点検業務委託】</p> <p>・落札まで複数回にわたり札入れが繰り返されているが、毎年実施している業務であり、予定価格について双方とも一定の目安を持っているのではないのか。</p>	<p>・設備総合点検業務は、5年毎や3年毎など法令の定めに従い実施しなければならない、年度によって点検項目が異なるため、予定価格もそれに応じて変動することとなる。</p>
<p>○随意契約（調達契約）</p> <p>【平成30年度統合IT基盤関連機器の購入】</p> <p>※特になし</p>	
<p>○随意契約（役務契約）</p> <p>【各種審判用撮影及び計測業務、ITV用シャッターカメラ運用業務並びに競馬学校用レース映像編集・複写業務】</p> <p>・本来JRAが行うべきことを子会社が行うのは理解できるが、「公正・中立性」を理由として、民間企業である本契約先と随意契約している理由は何か。</p> <p>・他の公営競技において同種の業務を受託している業者もあるが、そこに委託できず、本契約先だけが「公正・中立性」があるとする理由は何か。</p> <p>・委員会としては、契約の透明性・競争性の確保の観点から、本契約に関しては公募すべきであると考えているが、本契約は他の契約とは異なり公募できないと判断する合理的かつ明確な理由の有無などを含めて、JRAで今後の契約手続きの方法について検討してはどうか。</p>	<p>・競馬開催の根幹をなす裁決・審判業務に密接に関係する業務を委託できるだけの信頼性を有する企業は、長年の実績がある本契約先のみである。また、業務上必要な機器の特許も取得しており、1日最大3場で開催される中央競馬の業務を網羅的に請け負える専門的知識を有する人員を抱えている企業は他には存在しないため、本契約先と随意契約を行っている。</p> <p>・本契約先は、昭和22年から中央競馬の各種撮影業務を担当しており、長年にわたり着実に業務を実施してきた実績を有しているためである。</p>